

様式第 4

騒音の防止の方法変更届出書

年 月 日

(あて先) 高 崎 市 長

届出者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

騒音規制法第 8 条第 1 項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称			※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地			※ 受理年月日	年 月 日
△騒音の防止の方法	変更前	変更後	※ 施 設 番 号	
	別紙のとおり。		※ 審 査 結 果	
			※ 備 考	

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

届 出 参 考 事 項

I	業 種 (主要製品)				資 本 金		千円		
	従 業 員 数		総 従 業 員	人	電 話 番 号	本 社			
			工場従業員	人		工 場			
	面 積		敷 地	m ²	担当部課名 及び担当者				
建 物 (延)			m ²						
II	騒 音 ・ 振 動	施設 番号	特 定 施 設 名	設置年月日	数	施設 番号	特 定 施 設 名	設置年月日	数
III	騒 音 ・ 振 動	5 0 m以内の学校・病院等			有 ・ 無		工場の主要 特 定 施 設		
		建 物 構 造	建 物 No.	1	2		3		4
			建 物 内 の 主 要 施 設						
			主 体 構 造						
			屋 根 構 造						
			外 壁 構 造						
			内 壁 構 造						
			窓						
			空調の有無						
		IV	操 業 時 間						
公害関係届出 該 当 事 項			騒 音 ・ 振 動						
V	[案内図] (別添でもよい)								
VI	騒音・振動 地域の区分		第 種	用途地域		メッシュコード			

別紙 騒音振動防止の方法

建物構造 [該当するものに○または（ ）内に記入のこと]

[※ 建物が複数ある場合は建物ごとに記入すること]

建物名 (_____)

1 建物の階数

(_____) 階建

2 主体構造

- | | | |
|-----------------|--------------|------------|
| ① 木造 | ② 鉄筋鉄骨コンクリート | ③ 鉄筋コンクリート |
| ④ 鉄骨造 | ⑤ コンクリートブロック | ⑥ レンガ造 |
| ⑦ その他 (_____) | | |

3 屋根構造

- | | | |
|--------------|-----------------|---------|
| ① コンクリート | ② モルタル | ③ 瓦 |
| ④ 亜鉛鉄板 (トタン) | ⑤ スレート板 | ⑥ 合成樹脂板 |
| ⑦ デッキプレート | ⑧ その他 (_____) | |

4 屋根内壁 (天井)

- | | | |
|-----------------|---------|-----------|
| ① 木毛セメント板 | ② 軟質繊維板 | ③ モルタル |
| ④ 石膏ボード | ⑤ 合板 | |
| ⑥ その他 (_____) | | ⑦ 内部仕上げなし |

5 外壁構造

- | | | |
|-----------------|---------|--------------|
| ① コンクリート | ② モルタル | ③ コンクリートブロック |
| ④ 気泡コンクリート | ⑤ スレート | ⑥ 亜鉛鉄板 (トタン) |
| ⑦ 板張り | ⑧ 合成樹脂板 | |
| ⑨ その他 (_____) | | ⑩ 外壁なし |

6 内壁構造

- | | | |
|-----------------|---------|-----------|
| ① 木毛セメント板 | ② 軟質繊維板 | ③ モルタル |
| ④ 合成樹脂板 | ⑤ 石膏ボード | |
| ⑥ その他 (_____) | | ⑦ 内部仕上げなし |

7 窓 [二重窓の場合は◎]

- | | | |
|----------|----------|-----------------|
| ① 木枠ガラス窓 | ② アルミサッシ | ③ スチールサッシ |
| ④ はめ殺し窓 | ⑤ 無窓 | ⑥ その他 (_____) |

8 空調の有無

- | | |
|------|------|
| ① あり | ② なし |
|------|------|

9 建物内主要特定施設 [騒音または振動対象の主要機械]

(_____)

- ()